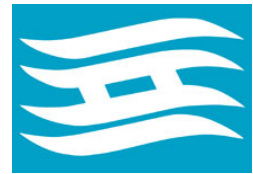


# 兵庫県公報

令和2年5月11日 月曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 .....	1

## 病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年5月11日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

### 兵庫県病院局管理規程第7号

#### 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「及び」を「、これらに相当するものとして管理者が指定する同条第8項に規定する指定感染症若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、「以下」の右に「この項において」を加え、「感染症患者」を「感染症の患者」に改め、「従事したとき」の右に「(同じ日に当該作業に併せて次条第1項に規定する作業に従事したときを除く。)」を加える。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫作業手当の特例)

17 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として管理者が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって管理者が指定するものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第23条の規定は、適用しない。

18 前項に規定する作業に従事した場合における感染症防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として管理者が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。

19 同じ日に附則第17項に規定する作業に併せて第24条第1項に規定する作業に従事した場合における同項の適用については、同項中「次に掲げる作業」とあるのは、「次に掲げる作業（同じ日に当該作業に併せて附則第17項に規定する作業に従事したときを除く。）」とする。

#### 附則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の病院事業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の給与規程」という。）は、令和2年2月1日から適用する。  
(特殊勤務手当の内払)
- 3 改正後の給与規程を適用する場合には、改正前の病院事業職員の給与に関する規程に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の給与規程による特殊勤務手当の内払とみなす。